



第6回

# 住所整理地区市民検討会

～矢野口・東長沼・百村京王線以南地区～

稲城市 都市建設部 まちづくり再生課

# 次第

## 1. アンケートの内容について

# 第5回検討会での検討結果（説明欄）

説明欄 「住所整理事業とは」

住所整理の対象外区域について、  
「※対象外区域（ゴルフ場等）」等の注釈を付ける。

説明欄 「南山東部土地区画整理事業と  
矢野口・東長沼・百村地区について」

「住所を決定します。」の表現を  
「住所（町名含む）を決定します。」に修正する。

「①区画整理区域の地番の振直しのみ行う」の選択肢は、  
南山東部土地区画整理事業の説明欄に記載する。

# 説明欄 「①住所整理事業とは」

＜矢野口・東長沼・百村京王線以南地区の住所整理について＞

## ①住所整理事業とは

住所整理事業は、町の区域をわかりやすく整理し、住所や所在地の番号を振り直す事業です。**市内全域を対象に大字単位で順次進めています。**

ただし、区画整理区域内については、事業終了時の換地処分で、必ず地番を振り直すこととなります。住所が2度の変更とならないよう、換地処分にあわせて住所整理を実施します。

### 住所整理の基本的な考え方

(稲城市住所整理基本方針より抜粋)

- ◆ 道路や河川等を町の境に設定します。
  - ◆ 町の名前は、なるべく現在の名前を使用し、「〇丁目」を付けます。
- ※ 町の区域の検討の過程で、新町名を設定した方が合理的である場合や、地域の方の理解が得やすい場合には新しい町名にすることができます。

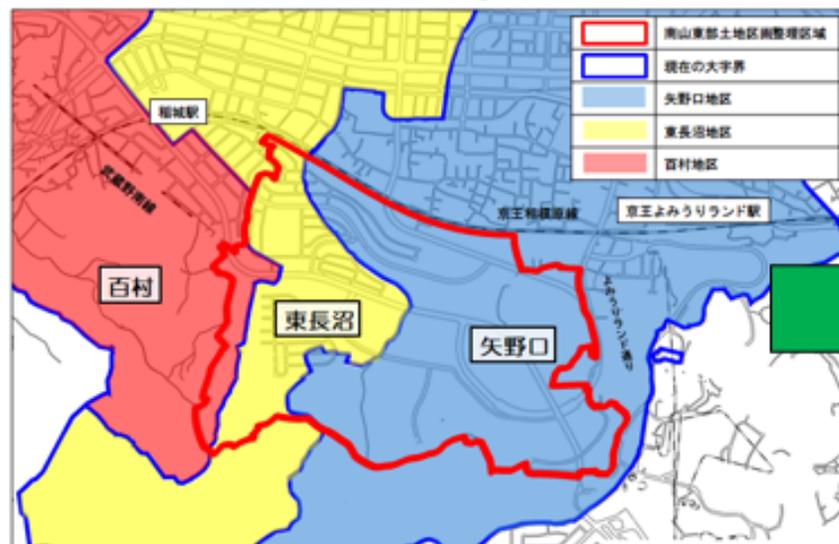
図:住所整理対象区域



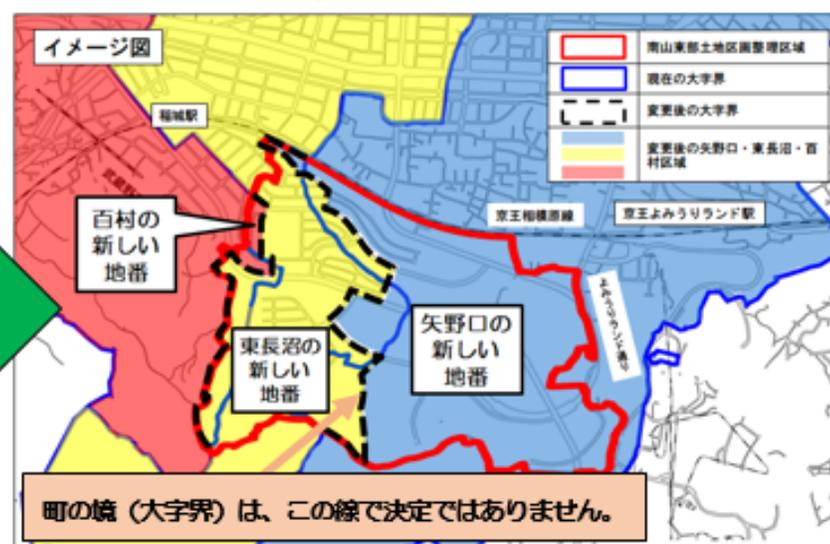
# 説明欄「②南山東部土地区画整理事業と矢野口・東長沼・百村地区について」

## ②南山東部土地区画整理事業と矢野口・東長沼・百村地区について

＜南山東部土地区画整理事業区域周辺図＞



＜一般的な換地処分イメージ図＞



南山東部土地区画整理事業は、京王相模原線南側の矢野口地区、東長沼地区、百村地区それぞれの一部で構成された約 87.46 ヘクタールの区域で実施されています。土地区画整理事業では、事業中は暫定の住所を使用いただき、事業終了時（換地処分）に新しい地番へ振り直し、住所（町名含む）を決定します。

一般的な区画整理の換地処分のみ行う場合は、地番を振り直し、町の境を現在の大字界に一番近い道路等に変更し、地番は現在使用されていない新しい番号を振ります。

## 説明欄

# 「③区画整理にあわせた 住所整理の実施」

### ③区画整理にあわせた住所整理の実施

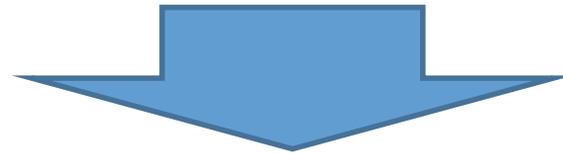
- ◆ 区画整理事業終了時の換地処分で、必ず地番を振り直すこととなります。
- ◆ 地番の振り直しのみを行う場合には、整然とした町の区域、住所に変更されません。
- ◆ 地番の振り直し後に、別途、住所整理を行うと、住所が2度変更され、都度手続きが必要になります。



このため換地処分にあわせて、住所整理を実施します。

## 第5回検討会での検討結果（設問欄）

- ・ 記名式アンケート案は、設問の新町名とした場合の範囲等の示し方が、初めて見る人には分かりにくいいため、選択式アンケートを採用する。
- ・ 選択式アンケート案については、もう少し選択肢を絞った方が良い。



- ・ 選択式アンケート案について、選択肢を少なくする案をベースに、アンケートを作成する方向となった。
- ・ 検討会において選択肢を絞り、基本的な案を作成する。

# 選択式案 前回まで検討された回答パターン

## <設問の内容>

### ① 区画整理区域の地番の振直しのみ行う

現在の町名をそのまま使用します。町の境は、現在の大字界に一番近い道路等に変更します。地番は現在使用されていない新しい番号を振ります。

#### 【特徴】

- 馴染みのある現在の町名が残ります。
- 整然とした町の区域、住所に変更されません。
- 町の境の設定によっては、現在の町名から変更になる箇所があります。
- 丁目の設定は行いません。



# 選択式案 前回まで検討された回答パターン

## <設問の内容>

### ② 現在の町名を使用して町の境を変更する

現在の町名をそのまま使用します。町の境は、区画整理後のわかりやすい道路等に変更します。

#### 【特徴】

- 馴染みのある現在の町名が残ります。
- それぞれの地域において、矢野口〇丁目、東長沼〇丁目、百村〇丁目とするか、改めて検討します。
- 地番は、1番から振り直します。
- 町の境の設定によっては、現在の町名から変更になる箇所があります。



# 選択式案 前回まで検討された回答パターン

## <設問の内容>

### ③ 新しい町名を設定する (区画整理事業区域のみ)

区画整理事業区域を対象に、新しい町名を設定します。町の境は、区画整理の区域境に設定します。

#### 【特徴】

- 区整区域内のみ新町名〇丁目などに設定します。
- 町の境が、区画整理の区域境である個人の土地の境界になるため、町の境が分かりにくくなります。



# 選択式案 前回まで検討された回答パターン

## <設問の内容>

### ④ 新しい町名を設定する (向陽台・公園通り ～よみうりランド通り)

西側は向陽台・公園通り、東側はよみうりランド通りまでを範囲として、新しい町名を設定します。

#### 【特徴】

- 対象区域内を新町名〇丁目などに設定します。
- 町の境が線路や道路で区切られ、わかりやすくなります。
- 区画整理区域外の矢野口地区・東長沼地区、百村地区で町名が変更になる箇所があります。



# 選択式案 前回まで検討された回答パターン

## <設問の内容>

### ⑤ 新しい町名を設定する (JR武蔵野南線 ～よみうりランド通り)

西側はJR武蔵野南線、東側はよみうりランド通りまでを範囲として、新しい町名を設定します。

#### 【特徴】

- 対象区域内を新町名〇丁目などに設定します。
- 町の境が線路や道路で区切られ、わかりやすくなります。
- 区画整理区域外の矢野口地区・東長沼地区、百村地区で町名が変更になる箇所があります。



# 選択式案 前回まで検討された回答パターン

## <設問の内容>

### ⑥ 新しい町名を設定する (JR武蔵野南線～都県境)

西側はJR武蔵野南線、東側は都県境までを範囲として、新しい町名を設定します。

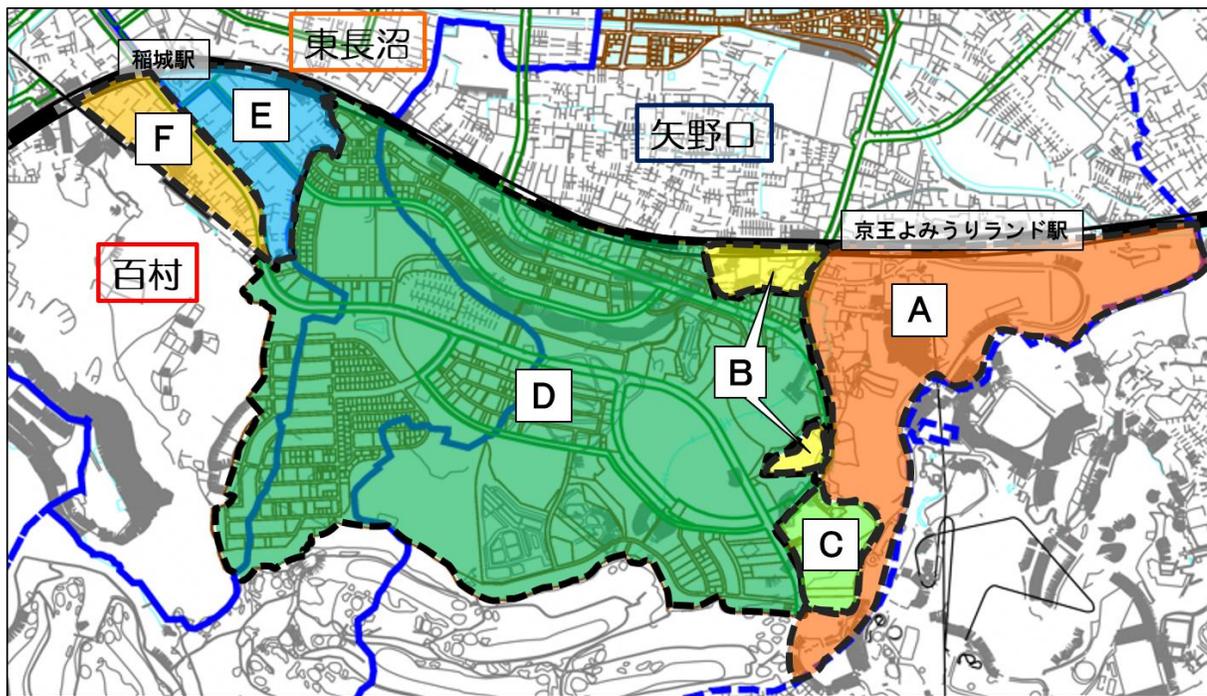
#### 【特徴】

- 対象区域内を新町名〇丁目などに設定します。
- 町の境が線路や道路で区切られ、わかりやすくなります。
- 区画整理区域外の矢野口地区・東長沼地区、百村地区で町名が変更になる箇所があります。
- 歴史的な神社・仏閣なども含まれます。



# ハガキ回答面

## 〈お住まいの地域〉



### 矢野口・東長沼・百村京王線以南地区 住所整理に関するアンケート 回答ハガキ

1 矢野口・東長沼・百村京王線以南地区の住所整理について、適切と思う番号を○で囲ってください。

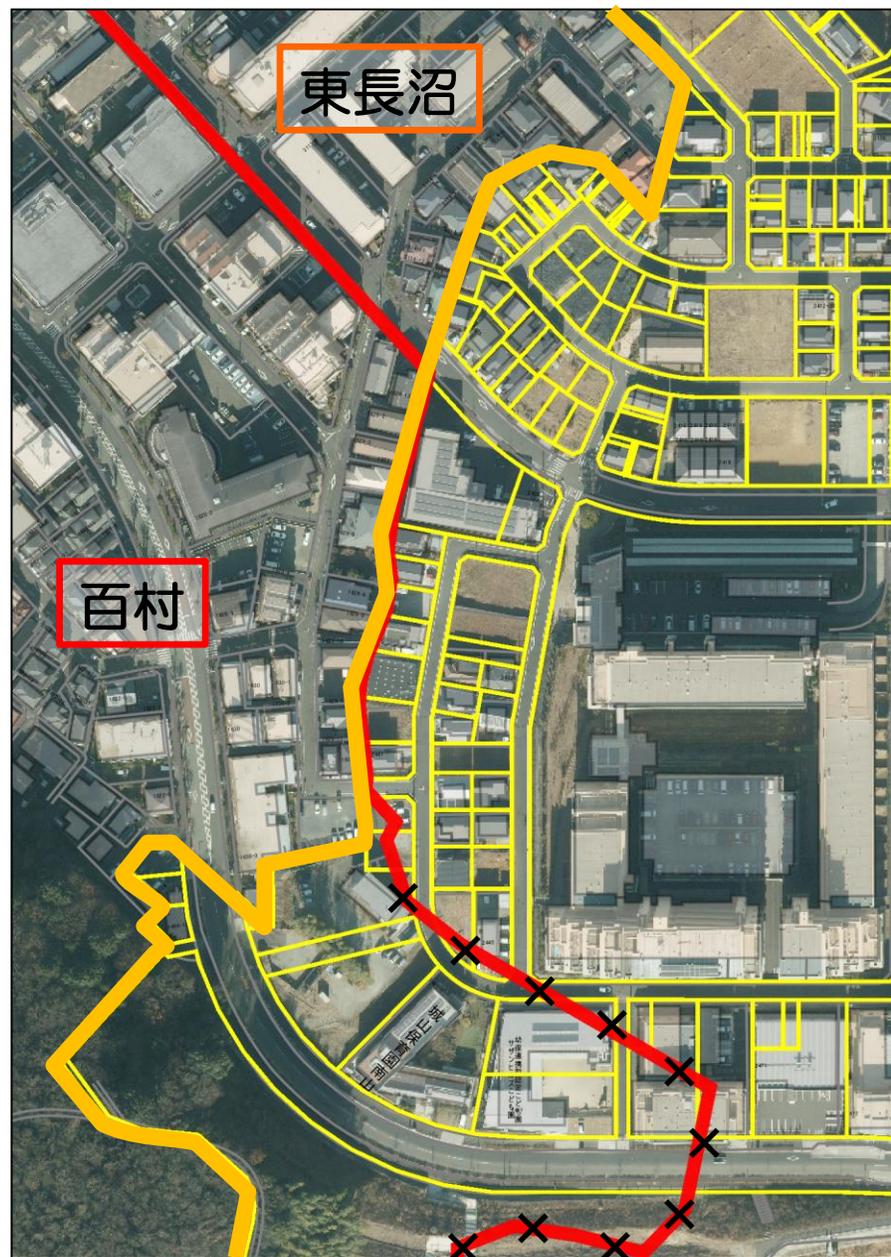
① ② ③ ④ ⑤ ⑥

2 その他ご意見

3 回答される方のお住まい又は事業所の地区について、左図で該当する項目を○で囲ってください。

A B C D E F その他

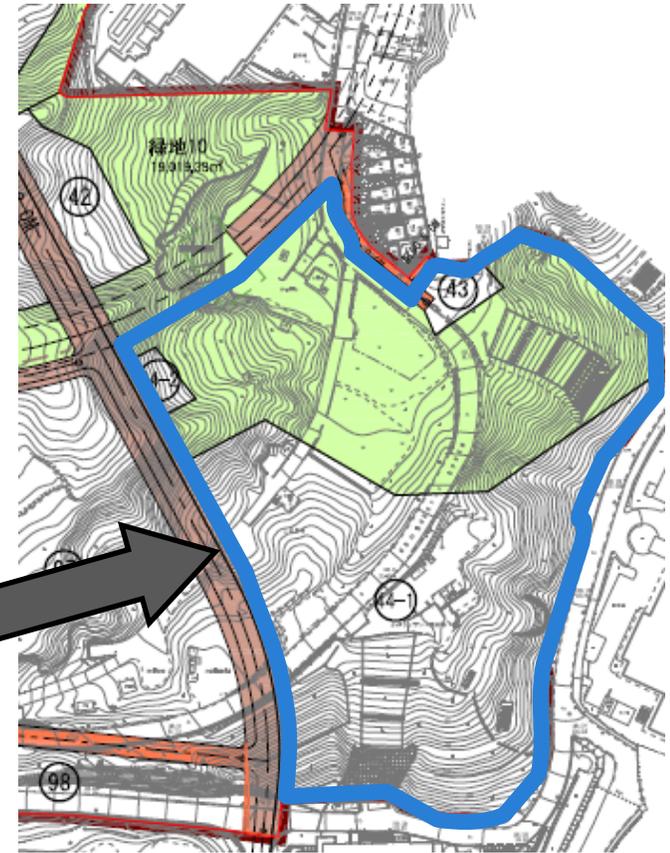
## 南山東部土地区画整理事業区域 西側の境（拡大図）



区画整理事業の区域境が個人所有地の境となっているため、これを新町界とすると、住所整理をしても、わかりにくい状態となります。

- 現町界
- 新町界  
（区画整理事業の区域境）
- × 廃止される町界

# 新町名の対象範囲の検討箇所



- よみうりランド通りを町界に設定する場合、網掛け部分は土地の境なので、町の境としてはわかりにくい。
- 将来の土地は緑地と個人所有地。
- 新町名の対象区域から外し、矢野口の住所整理に併せて、再整理する。

# 選択肢を①-1、①-2...とする場合の集計について

(1) 選択肢ごとの票数を集計

	回 答	票数
①-1	現行町名 Aパターン	50
①-2	現行町名 Bパターン	40
②-1	新町名 Aパターン	30
②-2	新町名 Bパターン	40
②-3	新町名 Cパターン	20
②-4	新町名 Dパターン	10

(2) ①、②の小計から、

「現行町名」か「新町名」を判断

	回 答	票数
①	現行町名	90
②	新町名	100

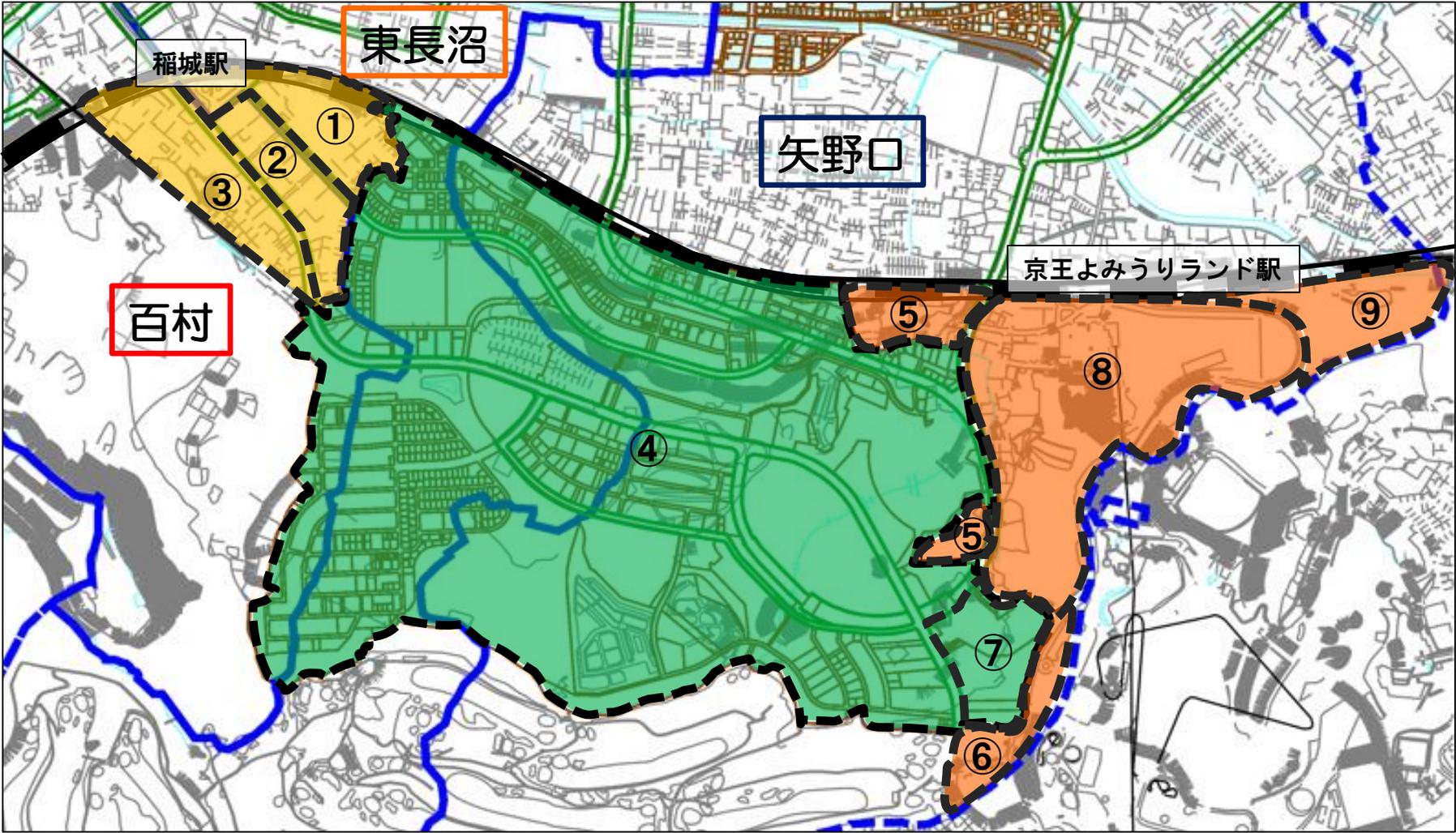
(3) ②のなかで票数の多い選択肢を確認

	回 答	票数
②-1	新町名 Aパターン	30
②-2	新町名 Bパターン	40
②-3	新町名 Cパターン	20
②-4	新町名 Dパターン	10

(4) 票数の多いものを選択

	回 答	票数
②-2	新町名 Bパターン	40

# 検討用図面



# 対象範囲の検討例 西側まとめ

①武蔵野南線まで

②向陽台・公園通りまで

③稲城駅南側、七曲公園周辺等  
まで（東長沼地区まで）

④区画整理区域まで



## 【特徴】

- 京王線や武蔵野南線で区切られ、町界がわかりやすい
- 既存の東長沼地区、百村地区で町名が変更になる箇所がある

## 【特徴】

- 京王線と向陽台・公園通りで区切られ、町界がわかりやすい
- 既存の東長沼地区、百村地区で町名が変更になる箇所がある

## 【特徴】

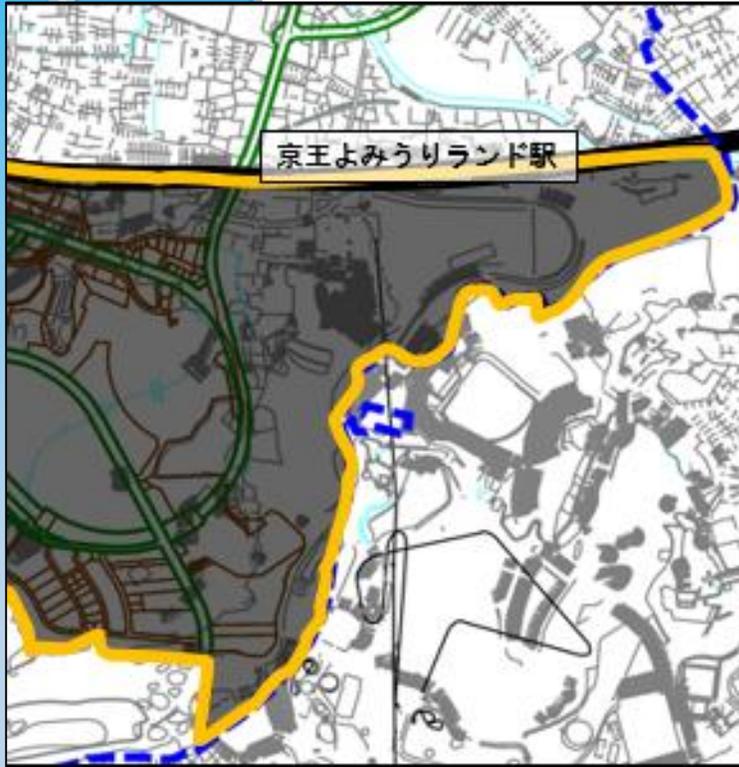
- 細街路や個人所有地で区切られ、町界がわかりにくい
- 既存の東長沼地区で町名が変更になる箇所がある

## 【特徴】

- 区画整理区域で区切られ、町界がわかりにくい
- 区画整理区域外で町名が変更になる箇所はない

# 対象範囲の検討例 東側まとめ

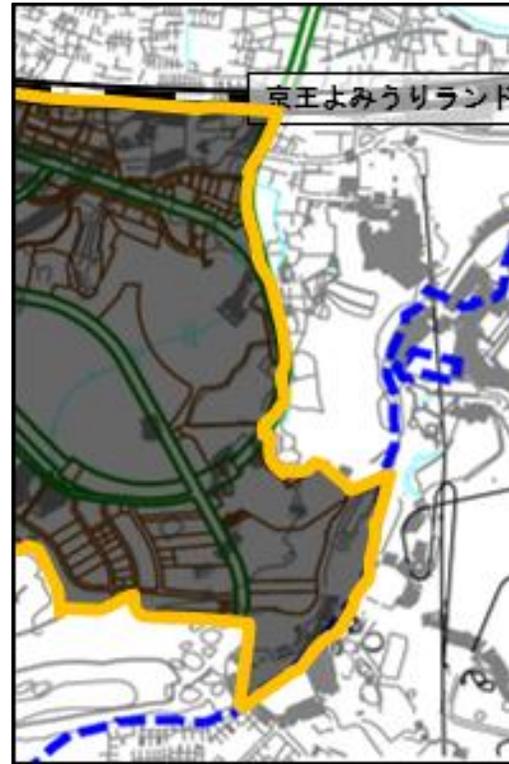
①都県境まで



**【特徴】**

- 都県境で区切られ、町界がわかりやすい
- 既存の矢野口地区で町名が変更になる箇所がある

②よみうりランド通り  
・都県境まで



**【特徴】**

- よみうりランド通りと都県境で区切られ、町界がわかりやすい
- 既存の矢野口地区で町名が変更になる箇所がある

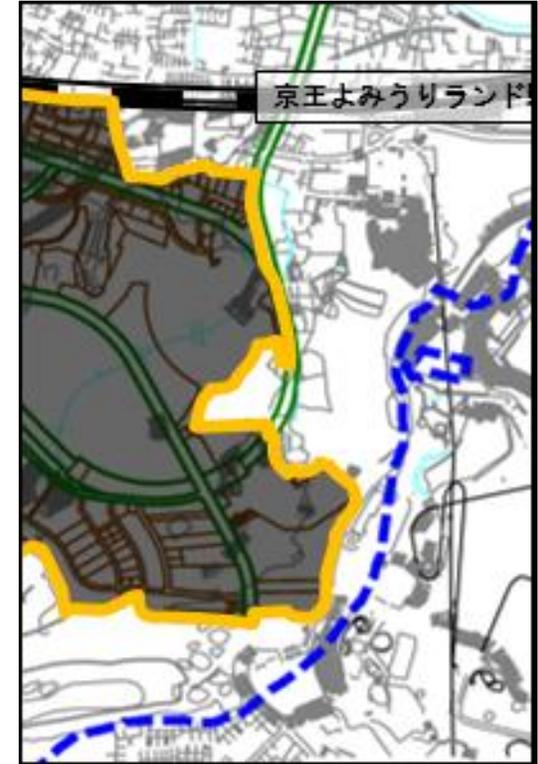
③よみうりランド通りまで



**【特徴】**

- よみうりランド通りで区切られ、町界がわかりやすい
- 既存の矢野口地区で町名が変更になる箇所がある

④区画整理区域まで



**【特徴】**

- 区画整理区域で区切られ、町界がわかりにくい
- 区画整理区域外で町名が変更になる箇所はない